

岐阜県公報

目次

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則	(地域福祉国保課)	一
岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業貸付金等の貸付け等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	四九
岐阜県後期高齢者医療審査会会議規則	(同)	五二
告示	(同)	五三
医療扶助のための医療担当機関の指定	(同)	五三

規則

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十四号

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(備付書類)

第二条 振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。以下同じ。)は、被支援者(支援給付を受けている者をいう。以下同じ。)ごとに、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- 一 面接記録票(別記第一号様式)
- 二 支援給付台帳(別記第二号様式)
- 三 支援給付決定調書(別記第三号様式)

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十年四月一日

- 四 支援給付金品支給台帳（別記第四号様式）
 - 五 被支援者記録票（別記第五号様式）
- 2 振興局長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。
- 一 受付簿（別記第六号様式）
 - 二 被支援者番号索引簿（別記第七号様式）
 - 三 被支援者番号登載簿（別記第八号様式）
 - 四 支援給付申請書受理簿（別記第九号様式）
 - 五 医療券交付処理簿（別記第十号様式）
 - 六 介護券交付処理簿（別記第十一号様式）
- （通知）
- 第三条 法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「保護法」という。）第十九条第二項の規定により、要支援者（支援給付を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）の所在地の振興局長が支援給付を実施したときは、当該振興局長は、前条第一項各号及び第五条各項に規定する書類の写しを添えて、速やかにその旨を当該被支援者の居住地を所管する振興局長又は他の地方公共団体が設置する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に規定する福祉に関する事務所の長（以下「福祉に関する事務所の長等」という。）に通知するものとする。
- 2 振興局長は、被支援者がその居住地をその所管区域外に移動したときは、速やかに必要な決定を行い、前条第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる書類その他必要な書類の写しを添えて、その旨を移動後の居住地を所管する福祉に関する事務所の長等に通知するものとする。（支援給付申請書等）
- 第四条 支援給付の開始又は変更の申請は、支援給付申請書（別記第十二号様式）によるものとする。
- 2 葬祭支援給付の申請は、葬祭支援給付申請書（別記第十三号様式）によるものとする。
- 3 前二項に規定する書面には、次に掲げる書類のうち、振興局長が必要と認めるものを添えるものとする。
- 一 給与証明書（別記第十四号様式）

- 二 住宅補修計画書（別記第十五号様式）
 - 三 生業計画書（別記第十六号様式）
- （支援給付決定通知書等）
- 第五条 保護法第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十五条第二項の書面は、支援給付決定通知書（別記第十七号様式）又は支援給付申請却下通知書（別記第十八号様式）によるものとする。
- 2 保護法第二十六条第一項の書面は、支援給付廃止・停止決定通知書（別記第十九号様式）によるものとする。
- 3 振興局長が、要支援者又は被支援者に対し、支援給付の決定を通知したときは、その都度、その者の居住地を所管する町村長に対し、支援給付決定内容通知書（別記第二十号様式）を送付するものとする。
- （調査依頼書）
- 第六条 振興局長は、保護法第二十九条の規定により調査を囑託し、又は報告を求めるときは、調査依頼書（別記第二十一号様式）により行うものとする。
- （扶養照会書）
- 第七条 保護法第四条第二項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要支援者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときは、扶養照会書（別記第二十二号様式）により行うものとする。
- （入所（利用）委託書）
- 第八条 振興局長は、保護法第三十条第一項ただし書の規定により被支援者を救護施設更生施設その他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するとき、保護法第三十三条第二項の規定により宿所提供施設に利用を委託するとき、及び保護法第三十六条第一項の規定により授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設に利用を委託するときは、これらの施設の長又は私人に対して、入所（利用）委託書（別記第二十三号様式）により行うものとする。（支援給付金品の支給方法等）
- 第九条 振興局長が、被支援者又はその代理人（以下「被支援者等」という。）に対して支援給付金品を交付するときは、当該出納員は、当該被支援者等から支援給付決定通知書又はこれに代わるものの提示を求めて支給するものとする。ただし、支援給付費については、岐阜県会計規則（昭和三十三年岐阜県規則第十九号）第四十三条の規定による隔地払をすることができる。

2 振興局長が、保護法第十九条第七項第三号の規定により被支援者等に対する支援給付金品の交付を社会福祉法第十四条に規定する福祉に関する事務所を設置しない町村の長（以下「町村長」という。）に依頼して行うときは、指定した交付日の三日前までに、町村長に支援給付費支給明細書（別記第二十四号様式）を二部送付するとともに、これに要する資金を前渡ししなければならない。

3 振興局長が、保護法第三十一条第四項の規定により地域密着型介護老人福祉施設の長、介護老人福祉施設の長、介護老人保健施設の管理者若しくは介護療養型医療施設の管理者に対して支援給付金品を交付するとき又は同条第五項の規定により保護施設の長若しくは養護の委託を受けた者に対して支援給付金品を交付するときは、支援給付費支給明細書を送付するとともに、金銭及び現物を交付しなければならない。

（検診命令書等）

第十条 振興局長は、保護法第二十八条第一項の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときは、要支援者に検診命令書（別記第二十五号様式）を交付するものとする。

2 検診を行った指定医療機関は、その結果を検査書（別記第二十五号様式）により振興局長に報告するとともに検診料を検診料請求書（別記第二十五号様式）により請求するものとする。

（審査請求書）

第十一条 保護法に基づく処分に係る審査請求をするときは、審査請求書（別記第二十六号様式）によるものとする。

（繰替支弁）

第十二条 保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設が、保護法第七十二条第一項に規定する厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、繰替支弁施設指定申請書（別記第二十七号様式）を二部知事に提出するものとする。

2 市町村長は、保護法第七十二条の規定による繰替支弁をしたときは、その支出した月の翌月の末日までに支援給付費繰替支弁金請求書（別記第二十八号様式）及び支出に関する証票書の写しを添えて、当該被支援者の居住地の支援給付の実施機関にその費用の弁償を請求するものとする。

3 振興局長は、前項の規定による弁償の請求を受けたときは、その請求を受けた日から三十日以内にこれを弁償しなければならない。

（支援給付費負担金交付申請書）

第十三条 市長は、翌年度における所要見込額に係る負担金の交付を受けようとする

ときは、支援給付費負担金交付申請書（別記第二十九号様式）に、当該負担金に係る歳入歳出予算書の抄本又は見込書を添えて、年度開始前の二月十五日までに知事に提出するものとする。

（支援給付費負担金交付請求書）

第十四条 市長は、支援給付費負担金交付請求書（別記第三十号様式）を年度ごとに作成し、各年度の知事の指定する日までに知事に提出するものとする。

（支援給付費負担金実績報告）

第十五条 市長は、年度ごとに支援給付費負担金精算書（別記第三十一号様式）を作成し、当該年度の歳入歳出決算書の抄本又は見込書を添えて、六月十日までに知事に提出するものとする。

（経理状況報告書）

第十六条 振興局長及び市長は、毎月、経理状況報告書（別記第三十二号様式）を作成し、翌月十日までに知事に提出するものとする。

（經由）

第十七条 保護法又はこれに基づく命令等により厚生労働大臣に提出することとされている書類が、保護法第十九条第四項の規定により事務の委任を受けた振興局長又は市町村若しくは社会福祉法人が設置する保護施設の設置者若しくは当該施設の長から提出されたときは、知事は、これを受け付け、厚生労働大臣に提出するものとする。

（雑則）

第十八条 この規則に特別の定めがある場合のほか、支援給付の実施については、岐阜県生活保護法施行細則（昭和五十年岐阜県規則第九号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式 (第2条関係)

面 接 記 録 票

面接年月日	年 月 日	面接者印	
支援給付を受けようとする者			
氏 名	男・女 歳		
世帯主			
氏 名 住 所 (来訪者が本人でない場合)			
氏 名 住 所 要支援者との関係		1 面接の結果 2 第1回調査予定日及び交付必要書類名	
来訪目的、支援給付(生活保護)の経歴、 決定上の注意事項、要支援者の家庭の状況 被支援者の特性等		3 面接員の所見	
訪問経路図			

第2号様式 (第2条関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">県費</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">市町村費</div>		支 援 給 付 台 帳							被支援者番	号	
世帯主氏名		居住地 現住地									
本籍地						居住の 始 期	年 月 日				
氏 名		続 柄	性 別	年 齢	生年月日	学 歴	心身の 状 況	職 業			
								特殊技能	現 職		
被支援家族	1	中国残留 邦人本人									
	2	配偶者									
	3										
	4										
同居家族の状況	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
資産の調	内 容	見 積 額	処分の 可否	負債の調	種 類	金 額	契約の内容				
	土 地 家 屋 その他										
住居の状況	自家借家 (間)の別	規模 構造	建坪	畳数 別	衛生状態	水道 設備	電灯数	貸間の有無 及びその広さ			
					良 不良	有 無					
不 在 者 の 状 況											
氏 名		続柄	性別	年 齢	不在の時期及び不在者の 現住地			原 因	家庭との 関係		
扶 養 義 務 者 の 状 況											
氏 名		続柄	性別	年 齢	住 居			扶養能力の有無 及び扶養の程度			
備 考											

第3号様式 (第2条関係)

支援給付決定調書

調書(1)

申 請		支給台帳		統計資料		被支援者 番号登載	
決判	年 月 日	稟議	所 長 課 長 指導員	施行		起案 担当員	年 月 日
支 援 給 付 決 定 伺 調書の通り決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。							
申請書受理簿		支給台帳		統計資料		被支援者 番号登載	
決判	年 月 日	稟議	所 長 課 長 指導員	施行		起案 担当員	年 月 日
支 援 給 付 決 定 伺 調書の通り決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。							
申請書受理簿		支給台帳		統計資料		被支援者 番号登載	
決判	年 月 日	稟議	所 長 課 長 指導員	施行		起案 担当員	年 月 日
支 援 給 付 決 定 伺 調書の通り決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。							
申請書受理簿		支給台帳		統計資料		被支援者 番号登載	
決判	年 月 日	稟議	所 長 課 長 指導員	施行		起案 担当員	年 月 日
支 援 給 付 決 定 伺 調書の通り決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。							
申請書受理簿		支給台帳		統計資料		被支援者 番号登載	
決判	年 月 日	稟議	所 長 課 長 指導員	施行		起案 担当員	年 月 日
支 援 給 付 決 定 伺 調書の通り決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。							
申請書受理簿		支給台帳		統計資料		被支援者 番号登載	
決判	年 月 日	稟議	所 長 課 長 指導員	施行		起案 担当員	年 月 日
支 援 給 付 決 定 伺 調書の通り決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。							
申請書受理簿		支給台帳		統計資料		被支援者 番号登載	
決判	年 月 日	稟議	所 長 課 長 指導員	施行		起案 担当員	年 月 日
支 援 給 付 決 定 伺 調書の通り決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。							

調書(2)

最低生活費認定額							
区 分		一般分	加算額	変更	変更	変更	変更
第 一 類	1	男 女 歳					
	2	男 女 歳					
	3	男 女 歳					
	4	男 女 歳					
	小 計						
	通 減 率						
	計						
第 二 類							
生 活 費 計							
住 宅 費							
介 護 費	認 定 年 月 日						
	氏 名						
	所 要 介 護 費 概 算 月 額						
	介 護 保 険 費 (-)						
	そ の 他 公 費 (-)						
	差 引 計						
医 療 費	認 定 年 月 日						
	氏 名						
	所 要 医 療 費 概 算 月 額						
	医 療 保 険 費 (-)						
	そ の 他 公 費 (-)						
	差 引 計						
	そ の 他						
費							
費							

調書(3)

決定 番号	支援給付決定欄						
	月日	種別	最低生活費	収入充当額	扶助額	方法	開始廃止変更決定理由
1	.	生					
		住					
	.	計					
		介					
2	.	医					
		生					
	.	住					
		計					
3	.	介					
		医					
	.	生					
		住					
4	.	計					
		介					
	.	医					
		生					
5	.	住					
		計					
	.	介					
		医					
6	.	生					
		住					
	.	計					
		介					
7	.	医					
		生					
	.	住					
		計					
8	.	介					
		医					
	.	生					
		住					

第8号様式(第2条関係)

被 支 援 者 番 号 登 載 簿

被 支 援 者 番 号	氏 名	住 所	開始、亭廃止、却下の別及び年月日			
			印	年 月 日	印	年 月 日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

第12号様式 (第 4 条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の
自立の支援に関する法律等による支援給付申請書

現在住んでいるところ										実施機関 等 交 付 年 月 日
	人員	氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
要 支 援 家 族	1		中国残留 邦人本人							
	2		配偶者							
	3									
	4									
同 居 家 族 の 状 況	1									町村役場 受 付 年 月 日
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
家族のうち別のところに住んでいる者があるときはその名前と住んでいるところ										
資産の状況 (別添 1)			収入の状況 (別添 2)			関係先照会への同意 (別添 3)				
支援給付を申請する理由										
上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請します。 年 月 日 申請者住所 氏 名 支援給付を受けようとする者との関係 振興局 (事務所) 長様										

(記入上の注意)

- 1 印欄には記入しないで下さい。
- 2 申請者と支援給付を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は支援給付を受けようとする者に記入してもらって下さい。
- 3 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
(注) この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更に係る事項を記入させ、別添 1 から 3 のうち必要なものを添付させること。

(別添 1)

(表 面)
資 産 申 告 書

振興局 (事務所) 長 様

年 月 日
氏名 印

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	(1) 宅 地		延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
		有・無				有・無
	(2) 田 畑	有・無				有・無
	(3) 山 林 その他	有・無				有・無
建 物	(1) 居 住 用	持 家 借家・借間	延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
		〔 いずれか を で 囲 んで下さ い 〕			(家賃 円)	有・無
	(2) その他	有・無				有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有・無					円
預 貯 金	有・無	預 金 先	口座番号	口座氏名	預貯金額	
有 価 証 券	有・無	種 類	額 面	評価概算額		

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏 面)

	有・無	契 約 先	契 約 金	保 険 料
生 命 保 険	有・無			
そ の 他 の 保 険	有・無			

3 その他の資産

自 動 車 (自動二輪を含む)	有・無	使用状況	所有者氏名	車 種	排 気 量	年 式
		使 用 未 使 用				
そ の 他 の 高 価 な も の	有・無	品 名				

4 負債 (借金)

	金 額	借 入 先
有 ・ 無		

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について で囲んで下さい。土地については借地等の場合も記入して下さい。
- (3) 有を で囲んだ資産については、下記に従って記入して下さい。
 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入して下さい。
 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入して下さい。
 その他高価なものがあれば品名を記入して下さい。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (5) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添2 - 1)

(表 面)
収 入 申 告 書

振興局 (事務所) 長 様

年 月 日

氏名



年分の私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

		本 人			配 偶 者		
働いている者の名前							
仕事の内容勤め先(会社名)等							
区 分		収 入	必要経費	就労日数	収 入	必要経費	就労日数
前 年 12 か 月 分	1月分						
	2月分						
	3月分						
	4月分						
	5月分						
	6月分						
	7月分						
	8月分						
	9月分						
	10月分						
	11月分						
	12月分						
合計欄							
必要経費 (前月分) の主な内容							

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを で囲んで下さい。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、 雇用保険、傷病手当金、 その他 ()	収 入 額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入 (前年12か月分の合計を記入して下さい。)

有・無	内 容		仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを で囲んで下さい。)		

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏 面)

4 その他の収入 (前年12か月分の合計を記入して下さい。)

	内 容	収 入	受領した年月日
有・無	生命保険等の給付金	円	
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)	円	
	そ の 他	円	

5 その他将来において見込のある収入 (上記1～4に記入したものを除く。)

有・無	内 容	収入見込額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12か月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (4) 農業収入については、前年12か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入して下さい。
- (5) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (6) 2～5の収入は、その有無について で囲んで下さい。有を で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添2 - 2)

(表 面)
収 入 申 告 書

振興局 (事務所) 長 様

年 月 日

氏名



年分の私と同居している二世等世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前							
仕事の内容勤め先 (会社名) 等							
	区 分	収 入	必要経費	就労日数	収 入	必要経費	就労日数
前 年 12 か 月 分	1月分						
	2月分						
	3月分						
	4月分						
	5月分						
	6月分						
	7月分						
	8月分						
	9月分						
	10月分						
	11月分						
	12月分						
合計欄							
必 要 経 費 (前月分) の主な内容							

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを で囲んで下さい。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、 雇用保険、傷病手当金、 その他 ()	収 入 額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入 (前年12か月分の合計を記入して下さい。)

有・無	仕送りによる収入	円	仕送りした者の氏名
	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを で囲んで下さい。)	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏 面)

4 その他の収入 (前年12か月分の合計を記入して下さい。)

	内 容	収 入	受領した年月日
有・無	生命保険等の給付金	円	
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)	円	
	そ の 他	円	

5 その他将来において見込のある収入 (上記1～4に記入したものを除く。)

有・無	内 容	収入見込額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12か月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (4) 農業収入については、前年12か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入して下さい。
- (5) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (6) 2～5の収入は、その有無について で囲んで下さい。有を で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添2 - 3)

(表 面)
収 入 申 告 書

振興局 (事務所) 長 様

年 月 日

氏名

㊟

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先 (会社名)等	区分	当 月 分 (見込額)	前 月 分
		収 入		
		必要経費		
		収入日数		
		収 入		
		必要経費		
		収入日数		
		収 入		
		必要経費		
		収入日数		
必要経費 (前月分) の主な内容				

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを で囲んで下さい。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、 雇用保険、傷病手当金、 その他 ()	収 入 額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入 (前年12か月分の合計を記入して下さい。)

有・無	内 容		仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを で囲んで下さい。)		

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏 面)

4 その他の収入 (前年12か月分の合計を記入して下さい。)

有・無		内 容	収 入	受領した年月日
	生命保険等の給付金		円	
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円	
	そ の 他		円	

5 その他将来において見込のある収入 (上記1～4に記入したものを除く。)

有・無	内 容	収入見込額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12か月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (4) 農業収入については、前年12か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入して下さい。
- (5) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (6) 2～5の収入は、その有無について で囲んで下さい。有を で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添3)

同意書

支援給付の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の資産及び収入の状況につき、支援給付の実施機関が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴支援給付の実施機関の調査囑託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

住所
氏名

印

振興局（事務所）長 様

第13号様式（第4条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書

下記のとおりであるから中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付を受けたいので証拠書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者住所
氏名

印

振興局（事務所）長 様

記

死者	氏名	死亡年月日	死亡時の住所又は居所	葬祭を行う者との関係
	死亡年月日			
葬祭予定日	遺留金額	差引不足額	年月日	備考

第14号様式 (第4条関係)

給 与 証 明 書

年 月 日

住 所
事業所 (雇主)



振興局 (事務所) 長 様
次のとおり証明します。

氏 名	(歳)	職 務 名 務 及 内 び 容		
居住地				
給 与 額	基 本 給	円	所 得 税	円
	日 給 (日 分)		健 康 保 険 料	
	家 族 手 当		厚 生 年 金 保 険 料	
	地 域 手 当		失 業 保 険 料	
	手 当			
		小 計 (イ)		小 計 (ロ)
差 引 支 給 額 (イ) (ロ)		摘		
前2月の 手 取 額	月 分	要		
	月 分			
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条の規定により処罰されることがありますから御注意下さい。				

第17号様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局 (事務所) 長

㊟

支 給 給 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を、下記のとおり決定したから通知します。

記

1 支援給付の種類及び程度

イ 種類	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	() 支援給付	計
ロ 程度	円	円	円	円	円	円

ハ 介護支援給付自己負担額 円 (事業者名)
円 (事業者名)
円 (事業者名)
ニ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始時期 年 月 日

3 支援給付の方法

イ () 支援給付中の 費は () 渡しとする。

4 支援給付を決定した理由

5 支援給付金の支給費及び支給場所

6 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記(1)の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において県を代表する者は岐阜県知事となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 支援給付金を受け取る際にはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

(注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

第18号様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局 (事務所) 長

㊟

支給給付申請却下通知書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付については、下記の理由で支援給付できないから却下します。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

(教示) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第19号様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局 (事務所) 長

㊟

支 給 給 付 廃 止 決 定 通 知 書
停 止

年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を下記のとおり廃止したから通知する。

記

- 1 廃止 した支援給付の種類
停止
- 2 停止する期間
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 理 由

(教示) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第20号様式 (第5条関係)

ケース番号						
第 号 年 月 日						
町 長様 村 (被支援者 分)						
振興局 (事務所) 長 印						
支 援 給 付 決 定 内 容 通 知 書						
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を次のとおり決定したから通知します。						
1 決定の区分	開始 停止 廃止 変更 却下					
2 申請年月日	年 月 日					
3 決定の理由						
4 決定年月日	年 月 日					
5 被支援人員	名					
6 この決定が申請受理の日より14日を経過した理由						
7 支援給付の種類、程度及び方法						
イ 種類 (方法)	生活支援給付 (居宅、入所)	住宅支援 給 付	医療支援給付 (居宅、入所)	支 援 給 付	支 援 給 付	計
ロ 程度	円	円	医療券による請求額	円	円	円
8 本人支払額 (医療費)		円				

第21号様式 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局 (事務所) 長
氏 名 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた
生活保護法第29条の規定に基づく調査について (依頼)

支援給付の決定又は実施のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項
この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法第29条

保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

第22号様式 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局 (事務所) 長

氏 名 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に
関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務について (照会)

あなたの にあたる甲さん (住所) は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請して (受けて) いますが、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第4条では、民法に定められた扶養義務者による扶養はこの法律に優先して行われるものとされております。

つきましては、支援給付の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までにご回答下さい。

(特記事項)

(担当者)

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

(別紙)

扶 養 届 書

振興局 (事務所) 長 様

住 所

氏 名

先に照会のあった甲に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

精神的な支援... 対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりのことを言います。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
具体的な支援の内容及び頻度	緊急連絡先 (電話番号)

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可 (理由:)
援助の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
援助の方法・程度	金銭により毎月 (年) 円送付しています。 物品により毎月 (年) を 程度送付しています。 氏名 を引き取ります。 その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況						
氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先	平均月収額	
	本人				円	
上記のうち甲についての 税法上の扶養控除を受けている者の氏名 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)						
(2) 資産の状況	有・無	家屋 田畑	m ² (坪) m ² (坪)	宅 地 山林等	m ² (坪) m ² (坪)	
(3) 負債の状況	有・無	負債の内容		返済月 (年) 額	返済の終了予定	
		住宅ローン		円		
		その他 ()				
(4) 健康保険等の加入状況	国民健康保険 健康保険 共済 () その他 ()					
上記で 以外に加入している場合甲については被扶養者として 認定されている 認定されていない 認定手続をとるつもり						

(記入上の注意)

- 該当するものを で囲み、必要事項を記入して下さい。
- 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入して下さい。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付して下さい。

第23号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局 (事務所) 長 印

入所 (利用) 委託書

次の者を貴施設へ入所させたいので依頼します。

記

要保護者氏名					明 大 昭 平	男 ・ 女
本人に関する参考事項						
世帯主氏名						
住 所						
本 籍 地						
教育程度		職 業		特殊技能		
保護の種類						
その他の参考事項						

第25号様式 (第10条関係)

年 月 日交付
交付第 号

検 診 命 令 書

年 月 日

検査を受ける者の
居住地及び氏名

様

振興局 (事務所) 長

印

下記により検査を受けて下さい。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称
所在地及び担当医師等氏名
- 4 備考

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。
- 2 この検診命令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (以下「支援法」という。)第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第 1 項の規定に基づくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、支援法第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 28条第 4 項の規定によって、あなたの支援給付申請が却下され、又はあなたに対する支援給付が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、支援給付の実施機関に相談して下さい。

年月日交付 号

検 診 料 請 求 書

振興局 (事務所) 長 様

年 月 日

医療機関の所在地
名 称
医療機関の長又は
開設者の氏名

㊦

下記のとおり請求します。

受診者	居住地	
診 察 料	点	(検査名等)
料	点	
料	点	
請求額	合計	点
		円

(注意)
この請求書により直接支給給付の実施機関あて請求して下さい。

年月日交付 号

検 診 書

検査を受ける者の
居住地及び氏名

歳 男・女

振興局 (事務所) 長 様

年 月 日

医療機関の所在地及び名称
院 (所) 長
担当医師

㊦

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

- 1 傷病名
 - 2 病 状
 - 3 診療の要否、診療の方法等に関する意見
- 担 当 員
担 記 事

㊦

(注意)
この検診書は、支給給付の実施機関の長あて直接送付して下さい。

第26号様式 (第11条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

請求人住 所
氏 名 ㊟
受益者との関係 年齢 才

審 査 請 求 書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく 年 月
日付け第 号の 振興局 (事務所) 長 の処分については不服ですから次のとおり
福祉事務所長
審査請求します。

記

- 1 不服の趣旨及び理由
- 2 処分を知った日
- 3 不服申立ての教示の有無及びその内容

第27号様式 (第12条関係)

年 月 日

厚生労働大臣 様

保護施設設置者 印
(指定医療機関)

繰替支弁施設指定申請書

次のとおり生活保護法第72条第1項に該当する繰替支弁施設として指定願いたく申請します。

記

施設又は機関の 名 称		設置主体		生活保護法による 指定又は認可		
所 在 地		経営主体		年 月 日		
取扱人 員総数	生活保護法による		うち法第72条第1項に該当する		割 合	保護費及び保 護施設事務費 の基準
	入所(入院) 被保護者数	1カ月の保護 費(医療費)	被保護者数	1カ月の保護 費(医療費)		
人	(a) 人	(b) 円	(c) 人	(d) 円	(e) = (d) / (b) %	級地 円

第28号様式 (第12条関係)

第 年 月 日 号

振興局 (事務所) 長 様

福祉事務所長
(町 村 長)

印

支援給付費繰替支弁金請求書

次のとおり生活保護法第72条の規定による繰替支弁をしたのでその費用を請求します。

請 求 金 額 円 内 訳

被支援者 (世帯主) 氏 名	世帯人員		生活 支援給付		住 宅 支援給付		介 護 支援給付		医 療 支援給付		出 産 支援給付		生 業 支援給付		葬 祭 支援給付		施 設 委 託 費		合 計 金 額
	人員	金額 円	人員	金額 円	人員	金額 円	人員	金額 円	人員	金額 円	人員	金額 円	人員	金額 円	人員	金額 円	人員	金額 円	
合 計	人																		(A) 円
徴収返還その他の収入																			(B) 円
差引繰替支弁金請求額																			(C) = (A) (B) 円

添付書類 支援給付決定調書の写し及び証拠書類

第29号様式 (第13条関係)

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

市 長 印

年度支援給付費県負担金交付申請書

次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

- 1 申請金額 金 円
- 2 県負担金所要額算出基礎 (別紙)
- 3 歳入歳出予算書抄本 (見込書)

別紙

年度支援給付費県負担金所要額算出基礎

(市)

区 分	支 出 予 定 額	返 還 金 徴 収 金 そ の 他 の 収 入	県負担金 基 本 額 (A)	県 負 担 金 所 要 額 (A) × 2.5 / 10	備 考
支 援 給 付 費					
保 護 施 設 事 務 費					
計					

区 分	支 出 予 定 額	支 出 予 定 額 算 出 の 明 細
生活支援給付費		
住宅支援給付費		
介護支援給付費		
医療支援給付費		
出産支援給付費		
生業支援給付費		
葬祭支援給付費		
小 計		
施設事務費		
委託事務費		
小 計		
合 計		

第30号様式 (第14条関係)

第 号

支援給付費県負担金交付請求書

請 求 金 額 円

但し 年度 月分

支援給付費支弁額			収入額 (b)	差引県負担 基本額 (a b) = c	県負担金相当額 (c × 2.5/10) = (d)	県負担 金受入 済額 (e)	差 引 交 付 請 求 額 (d e)
月まで 支弁済額	月支 弁見込額	計 (a)					
円	円	円	円	円	円	円	円

上記のとおり請求します。

年 月 日

市 長 印

岐阜県知事 様

第31号様式 (第15条関係)

第 年 月 号 日

岐阜県知事 様

市 長

印

年度支援給付費県負担金精算書

次のとおり精算します。

区 分	歳 出 決算額 (a)	収入額 (b)	差引県負担 基本額 (a b) = c	県 負 担 金 相 当 額 (c × 1 / 4) = (d)	県負担金 概算受入 済額 (e)	差引過不 足 額 (d e)	備 考
生活支援給付費	円						
住宅支援給付費							
介護支援給付費							
医療支援給付費							
出産支援給付費							
生業支援給付費							
葬祭支援給付費							
施設・委託 事務費							
合 計		円	円	円	円	円	

第32号様式 (第16条関係)

年度 月分支援給付費経理状況報告書

振興局 (事務所)
福祉事務所

区 分	支 出 済 額			国庫負担 金所要額 (ウ×3/4) (エ)	本月分まで の国庫負担 金支出済額 (オ)	差 引 過不足額 (カ 工) (カ)	備 考
	前月まで の支出済 額 累 計 (ア)	本 月 分 支 出 済 額 (イ)	本月まで の支出済 額 累 計 (ア+イ) (ウ)				
生活支援給付費	円	円	円	円	円	円	
住宅支援給付費							
介護支援給付費							
医療支援給付費							
出産支援給付費							
生業支援給付費							
葬祭支援給付費							
施設事務費 及 委託事務費							
合 計							

岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業負担金等の負担付け等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 謙

岐阜県規則第三十五号

岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業負担金等の負担付け等に関する規程の一部を改正する規程

岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業負担金等の負担付け等に関する規程（平成十四年岐阜県規則第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

「（医療分）

年 度	保 険 料	
	所得割率	資産割率
年度		
年度		
年度		

所得割按分方式【旧ただし書方式】 ・ 本

「（医療分）

年 度	保 険 料	
	所得割率	資産割率
年度		
年度		
年度		

1人当たり調定額

率	応能・応益割合	1人当たり調定額
額	平等割額 応能割 応益割	

別

所得割按分方式【旧ただし書方式】

（後期高齢者支援金等分）

年 度	保 険 料	
	所得割率	資産割率
年度		
年度		
年度		

所得割按分方式【旧ただし書方式】

文方式 ・ 住民税方式 ・ その他（ ）】

年 度	保 険 料		1人当たり調定額
	所得割率	資産割率	
年度			
年度			
年度			

し書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他（ ）】

「 入院

年 度	保 険 料		1人当たり調定額
	所得割率	資産割率	
年度			
年度			
年度			

率	応能・応益割合	1人当たり調定額
額	平等割額 応能割 応益割	

・応益割合	1人当たり調定額
割	
応益割	

セ

・その他 ()
・その他 ()
・その他 ()
・その他 ()

1

1 (医療分)

	保 険 料		
	所得割率	資産割率	均等割額
新保険者			
旧保険者 1			
旧保険者 2			
旧保険者 3			

所得割投分方式

新保険者	旧ただし書方式	・ 本文方式
旧保険者 1	旧ただし書方式	・ 本文方式
旧保険者 2	旧ただし書方式	・ 本文方式
旧保険者 3	旧ただし書方式	・ 本文方式

(後期高齢者支援金等分)

	保 険 料		
	所得割率	資産割率	均等割額
新保険者			
旧保険者 1			
旧保険者 2			
旧保険者 3			

所得割投分方式

新保険者	旧ただし書方式	・ 本文方式
旧保険者 1	旧ただし書方式	・ 本文方式
旧保険者 2	旧ただし書方式	・ 本文方式
旧保険者 3	旧ただし書方式	・ 本文方式

率	応能・応益割合	
---	---------	--

	1人当たり調定額		
	平等割額	応能割	応益割

・住民税方式	・その他 ()
・住民税方式	・その他 ()
・住民税方式	・その他 ()
・住民税方式	・その他 ()

1234567890

率	応能・応益割合			1人当たり調定額
	平等割額	応能割	応益割	

・住民税方式	・その他 ()
・住民税方式	・その他 ()
・住民税方式	・その他 ()
・住民税方式	・その他 ()

1

1 (医療分)

	保 険 料 率				応能
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	

別記第四号様式中

年度				
----	--	--	--	--

所得割按分方式【旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税

「 (医療分)

年度	保 険 料	均等割額
	所得割率	資産割率

所得割按分方式【旧ただし書方式 ・ 本文

「 (後期高齢者支援金等分)

年度	保 険 料	均等割額
	所得割率	資産割率

所得割按分方式【旧ただし書方式 ・ 本文

率	応能・応益割合	1人当たり調定額
	平等割額	応能割
	応能割	応益割

方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()】

1)の6の9。

率	応能・応益割合	1人当たり調定額
---	---------	----------

平等割額	応能割	応益割	
------	-----	-----	--

方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県後期高齢者医療審査会会議規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十六号

岐阜県後期高齢者医療審査会会議規則

(罷 免)

第一条 議長は、会長又はその職務を代理する者をもってこれに充てる。

(開 議)

第二条 議長は、会議を開くときは、開議の旨を宣告しなければならない。議長が開会を宣告しない間は、委員は発言することができない。

(発 言)

第三条 出席者は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。二人以上同時に発言を求めるときは、議長はそのうちの一人を指定して発言させなければならない。この場合において、出席者は発言の前後について異議を申し立てることができない。

第四条 当事者、利害関係人、参考人又は関係ある国若しくは地方公共団体の職員が発言を求めたときは、議長は直ちに許可しなければならない。ただし、このため他の者の発言を中止せねばならない。

(拒 絶)

第五条 討論は、議題以外の内容にわたることはできない。

2 討論が冗長にわたり、又は不要な議論と認めるときは、議長はこれを制止すること

ができる。

(退席の要求)

第六条 議長は、委員以外の者の意見が十分述べられたと認めるときは、これらの者に對して退席を求めることができる。

(採決)

第七条 議長は、委員の討論の論旨が尽きたと認め、採決しようとするときは、当該議題及び採決をする旨を會議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告をした後は、委員は、その議題について発言することができない。

第八条 會議に列席する委員は、採決する議題について可否を表明しなければならない。

2 可否の表明は、起立をもって行うものとする。ただし、議長の意思によつて、他の方法を用いることができる。

(採決結果の宣告)

第九条 採決の結果は、議長が會議に宣告しなければならない。

(動議等の採決)

第十条 動議は、審査の請求人の請求の趣旨に最も遠いと認められるものから順次採決しなければならない。

2 動議がすべて否決されたときは、審査の請求人の請求の趣旨につき採決しなければならない。

(閉議後の出席等)

第十一条 會議に出席する者は、閉議後出席し、又は閉議前退席しようとするときは、議長の指示又は許可を受けなければならない。

(欠席)

第十二条 委員が招集に応ずることができず、又は招集に応じたが會議に出席することができないときは、閉会時刻までにその事由を議長に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、議長は、これを會議に報告しなければならない。

(議事妨害等の禁止)

第十三条 出席者は、會議中、私語その他議事を妨げる言動をすることができない。出席者は、會議中不穩な言葉を用い、又は他人の一身上にわたる討論をすることができない。

(議場整理)

第十四条 議長は、議場を整理する。議長は、議場を整理するために必要と認めるとき

は、当日の會議を中止し、又はこれを閉じることができる。

(會議録)

第十五条 審査会の會議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した會議録を調整して議長の指名した出席委員二人がこれに署名するものとする。

一 開会の日時及び場所

二 出席した委員の氏名及び種別

三 出席した当事者、利害関係人、参考人及び関係ある国又は地方公共団体の職員

の氏名、住所及び職業

四 議決事項

五 議事の経過の概要及びその結果

六 その他必要な事項

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、議事に関し必要な事項は議長が定める。ただし、議長が重大であると認める事項については、委員に諮つて定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百六十九号の二

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設者 所在地 指定年月日
サトウ調剤薬局 高田ルリ子 多治見市住吉町三一 一九 平成二〇・四・一

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))